平成２６年（フ）第１１３号
堺市南区晴美台４丁１番９―104号
債務者　日野　敏子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３号
福岡県柳川市三橋町起田110番地
債務者　山北　好則
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第４号
福岡県柳川市三橋町起田110番地
債務者　山北イツ子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第７号
長崎県諫早市久山台68番地７
債務者　山下　千鶴
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
北海道白老郡白老町字北吉原402番地176
債務者　竹内　博樹
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６号
北海道伊達市舟岡町143番地１　舟岡改良住宅２―108号、住民票上の住所北海道伊達市旭町64番地12
債務者　後藤　達也
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２号
山形県酒田市曙町１丁目５番地の11　Ｂ棟
債務者　佐藤　純恵
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４７号
三重県三重郡菰野町大字菰野778番地１　アムールタウン103、旧住所静岡県掛川市七日町219番地　レジェントヒルＣ201
債務者　宮城　　聡
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第７号
静岡県掛川市浜野578番地の３　小栗方、住民票上の住所静岡県浜松市東区有玉南町504番地の１
債務者　小粥　敏弘
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
愛知県江南市宮後町王塚195番地　森与ビル２Ｃ号
債務者　江川ひろし
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５５３号
大阪府泉佐野市中庄1494番地の１―402
債務者　末原　麻希（旧姓長屋）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６２４号
大阪府泉大津市戎町７番８号
債務者　田渕　亮一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
大阪府泉南市鳴代２丁目18番24号
債務者　桑原　竜市
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
大阪府阪南市舞１丁目34番25号
債務者　宮﨑　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目15番34号エムズ黒鳥Ｂ201
債務者　高江洲優希（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
大阪府泉大津市末広町１丁目２番26号ファイン末広Ａ棟102号、前住所大阪市旭区千林１丁目３番26号
債務者　田中祐之介
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
大阪府岸和田市春木旭町36番51―211号
債務者　上杉　　晃
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係